

東山広報板

東山区役所 〒605-8511 清水5丁目130-6 (問) = 問い合わせ先
☎ 561-1191(代表) ☎ 541-9104 (申) = 申し込み先

「京都いつでもコール」市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時(年中無休)
電話661-3755 FAX661-5855 ※かけ間違いにご注意ください。
電子メール (以下のホームページから)
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html> 携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

● 相談 ●

弁護士による無料法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く)
午後1時15分～3時45分
(お1人20分以内)

受付 午後1時～3時20分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

定員 7名(先着順)

行政相談委員による無料行政相談

日時 5月1日(木)
午後1時30分～3時30分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

司法書士による無料法律相談

日時 4月25日(金)
午後1時30分～3時30分

場所 区総合庁舎交流ロビー

(問) = 地域力推進室(☎561-9114)

● 税 ●

固定資産税の住宅用地に関する申告について

住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)は、固定資産税が軽減されています。

◇納税者の皆様へのお願い

住宅の敷地から店舗や貸しガレージなどの用途の敷地に変更された場合や住宅以外の敷地から住宅用地に変更された場合は、物件のある区役所・支所の固定資産税担当課へ必ず申告を。

(問) = 課税課固定資産税担当(☎561-9378)

4月30日は、固定資産税・都市計画税第1期分の納期限です

納期限を過ぎると、延滞金がかかります。ただし、算出された延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。

市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

(問) = ○課税内容

【土地家屋】固定資産税課(☎561-9378)

【償却資産】市資産税課(☎213-5214)

○納付相談

【土地家屋】納税課(☎561-9331)

【償却資産】市納税推進課(☎213-5468)

【口座振替】市納税推進課(☎213-5466)

● 保険年金 ●

国民年金保険料免除・猶予制度について

◆国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、申請し承認されると保険料の全額または一部が免除される制度です(申請者、配偶者、世帯主の前年所得を基に決定。)

◆若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、申請し承認されると納付が猶予される制度です(申請者、配偶者の前年所得を基に決定。)

◆学生納付特例制度

学生の方で、前年の所得が基準額以下の場合、申請し承認されると納付が猶予される制度です。引き続き申請される学生の方は、年金事務所から送付された申請書を4月中に年金事務所へ返送してください。

◆平成26年4月からの主な制度変更点

これまで、さかのぼって国民年金保険料の免除が受けられる期間は、直前の7月(学生納付特例制度は直前の4月)までの1年以内でしたが、平成26年4月からは申請時点の2年1カ月前までさ

かのぼって免除を申請できるようになりました。

(問) = 保険年金課年金担当(☎561-9199)

平成26年度後期高齢者医療保険料と納付方法 特別徴収(年金からの引き落とし)の方

①前年度に引き続き特別徴収される方

今年2月と同額の保険料を4月、6月、8月の年金から仮徴収します(年金からの引き落とし。)

今年度の正式な保険料額と10月、12月及び平成27年2月に特別徴収する保険料額については、7月にお知らせを送付します(4月にお知らせは送付しません。)

②今年度新たに特別徴収される方

前年度の保険料額に基づいて4月、6月、8月の年金から引き落とします(別途お知らせを送付済み。)

普通徴収(納付書による納付または口座振替)の方

4月～6月の納付はありません。今年度の正式な保険料額と、7月～平成27年3月の納付額は、今年度の市民税額決定後、7月にお知らせを送付します(4月にお知らせは送付しません。)

(問) = 保険年金課資格担当(☎561-9197)

国民健康保険料の休日納付相談

日時 4月20日(日)午前9時～午後3時30分

場所 区総合庁舎1階保険年金課

※保険料の滞納がある場合は、至急納付してください。保険料を納付することに困難な事情がある方は、ご相談ください。

(問) = 保険年金課徴収推進担当(☎561-9198)

● 福祉 ●

平成26年度介護保険料通知書を送付

対象 65歳以上の方(第1号被保険者)

今年度分の介護保険料のお知らせを4月下旬までに送付します。今回の保険料は25年度の市民税に基づく仮算定のため、26年度の市民税額の確定後、保険料を再算定し、7月に改めて通知書を送付します。

○通知書に納付書が同封されている場合は、毎月納期限までに金融機関などで保険料を納付してください。

○平成26年4月に特別徴収(年金からの引き落とし)が開始となる方については納付書はついていません。

○平成26年2月に特別徴収された方につきましては、今回、通知書は送付されず、7月に平成26年度の確定した保険料を通知します(4月、6月、8月の特別徴収額は2月と同額です。)

(問) = 福祉介護課介護保険担当(☎561-9187)

東山図書館

東山区総合庁舎南館2階 ☎541-5455

開館：午前10時～午後5時

(平日の月・木曜日は午後7時まで)

休館：毎週火曜日

「子ども読書の日記念 おたのしみ会」

日時 4月17日(木)午前11時～
人形劇・パネルシアターなど

日時 4月19日(土)午前11時～
ペープサート(紙人形劇)
「うしわかまる」

日時 4月23日(水)午前11時～
パネルシアター・絵本の読み聞かせなど

5月のテーマ図書の展示と貸出

日時 5月1日(木)～31日(土)
一般書・児童書 歩こう!登ろう!
絵本 みどり

東山青少年活動センター

東山区総合庁舎2階 ☎541-0619

開館：午前10時～午後9時

(日曜日、祝日は午後6時まで)

休館：毎週水曜日

平成25年度 東山アートスペース 作品展

東山アートスペースの自由制作にて生み出された作品展です。月に一度のアトリエ活動は35名のメンバーと、ナビゲーター、ボランティアがつくる特別な時間。個性豊かな作品の数々を、ぜひご覧ください。

東山アートスペースとは、知的な障害のある青少年の余暇活動支援を目的とした、月に一度のアトリエ活動です。

日時 4月21日(月)まで

水曜日・日曜日 午前10時～午後5時

上記以外の曜日 午前10時～午後8時

場所 区総合庁舎1階 展示ホール

入場料 無料

カレンダー 4/15～5/14

4月	行事名	掲載面
15	火	
16	水	相談 弁護士による無料法律相談 (4)
17	木	図書館 おたのしみ会 (4)
18	金	
19	土	図書館 おたのしみ会 (4)
20	日	保険年金 国民健康保険料の休日納付相談 (4) 山林防火運動 4月20日～26日
21	月	
22	火	
23	水	まちづくりカフェ@東山第1回交流会 (2) 相談 弁護士による無料法律相談 (4) 図書館 おたのしみ会 (4)
24	木	
25	金	相談 司法書士による無料法律相談 (4)
26	土	
27	日	
28	月	
29	火・祝	
30	水	相談 弁護士による無料法律相談 (4) 固定資産税・都市計画税第1期分納期限

5月	行事名	掲載面
1	木	東山区まちづくり支援事業募集開始(～30日) (1) 区内小中学生人権作品展開催(～30日) (2) 相談 行政相談委員による無料行政相談 (4) 図書館 5月テーマ図書の展示と貸出(～31日) (4)
2	金	
3	土・祝	
4	日・祝	
5	月・祝	
6	火・祝	
7	水	相談 弁護士による無料法律相談 (4)
8	木	
9	金	
10	土	
11	日	
12	月	東山区まちづくり支援事業説明会 (1)
13	火	
14	水	東山区まちづくり支援事業審査会公募委員募集締切 (1) 相談 弁護士による無料法律相談 (4)

※時間、会場、問い合わせ先などは、掲載記事をご覧ください。